

島根地方最低賃金審議会第445回会議

令和8年3月16日（月）
午後4時00分から
松江地方合同庁舎
労働局専用大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 島根労働局長挨拶
- 3 島根県特定（産業別）最低賃金の改正等に関する意向表明について
- 4 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について
- 5 その他
- 6 閉 会

令和8年度における「特定最低賃金」改正等の申出について（写）

- ・ 島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
- ・ 島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- ・ 島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 島根県自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 島根県自動車（新車）小売業最低賃金
- ・ 島根県食料品スーパーマーケット最低賃金（新設）



令和8年3月10日

安来市亀島町6-1
電機連合山陰地方協議会
プロテリアル労働組合安来支部
支部長 松本 均

令和8年度における「島根県製鋼・製鋼圧延業、 鉄素形材製造業最低賃金」改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和8年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 安来市亀島町6-1
団体名 電機連合山陰地方協議会プロテリアル労働組合安来支部
代表者 支部長 松本 均

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務

4. 申出の理由

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. その他

記3の申出の適用を受ける労働者のうち、適用が除外される(3)において「ロ 選別、検数、結束又は包装の業務」及び、「ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」については、これらの業務を専属で行う労働者がほとんどいないものと把握していることから、今後これを削除すること。

6. 申出の時期

令和8年7月末日迄





令和8年3月10日

島根労働局長
岩見 浩史 様

松江市御手船場町 5 5 7 - 7
J A M 山 陰
執行委員長 大菅 正樹

令和8年度における「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」改正の申出について

「島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和8年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市御手船場町 5 5 7 - 7
団体名 J A M 山 陰
代表者 執行委員長 大菅 正樹

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務



4. 申出の理由

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金は、平成元年度にその決定の必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、

以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. その他

記3の申出の適用を受ける労働者のうち、適用が除外される(3)において「ロ 選別、検数、結束又は包装の業務」及び、「ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」については、これらの業務を専属で行う労働者がほとんどいないものと把握していることから、今後これを削除すること。

6. 申出の時期

令和8年7月末日迄



令和8年3月10日

島根労働局長
岩見 浩史 様

松江市乃木福富町369
電機連合山陰地協
島根地域協議会
議長 松本 均

令和8年度における「島根県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」改正の申出につい
て

昭和63年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島
根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低
賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和8年度において改
正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市乃木福富町369
団体名 電機連合山陰地協島根地域協議会
代表者 議長 松本 均

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製
造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機
械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映
像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業におい
て管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光
ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的
経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会
社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産
業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具
製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部
品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用
される労働者。



但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
 - ハ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務

4. 申出の理由

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、昭和63年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. その他

記3の申出の適用を受ける労働者のうち、適用が除外される(3)において「ロ 選別、検数、結束又は包装の業務」及び、「ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」については、これらの業務を専属で行う労働者がほとんどいないものと把握していることから、今後これを削除すること。

6. 申出の時期

令和8年7月末日迄

令和8年3月10日



島根労働局長
岩見 浩史 様

松江市東津田町1083-1
自動車総連島根地方協議会
議長 藤原 一樹

令和8年度における「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」
改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車・同附属品製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和8年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市東津田町1083-1
団体名 自動車総連島根地方協議会
代表者 議長 藤原 一樹

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務



4. 申出の理由

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保の上で必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. その他

記3の申出の適用を受ける労働者のうち、適用が除外される(3)において「ロ

選別、検数、結束又は包装の業務」及び、「ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」については、これらの業務を専属で行う労働者がほとんどいないものと把握していることから、今後これを削除すること。

6. 申出の時期

令和8年7月末日迄



令和8年3月10日

島根労働局長
岩見 浩史 様

松江市西津田3丁目2-7
自動車総連島根地方協議会
販売部門連絡会
委員長 米原 大貴

令和8年度における「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」 改正の申出について

平成元年度に、新産業別最低賃金として決定する必要があると認められた、「島根県自動車（新車）小売業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定により、令和8年度において改正申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地 松江市西津田3丁目2-7
団体名 自動車総連島根地方協議会販売部門連絡会
代表者 委員長 米原 大貴

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申出の理由

島根県自動車（新車）小売業最低賃金は、平成元年度にその必要性が認められ、新産業別最低賃金に転換され、以降金額改正が行われてきた。

その必要性について認められた産業別最低賃金の改正を、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること、また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが必要であること。
- ② 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

5. 申出の時期

令和8年7月末日迄





令和 8 年 3 月 10 日

島根労働局長
岩見 浩史 様

UAゼンセン島根県支部
代表者 支部長 石川 昌平

令和 8 年度における島根県食品スーパーマーケット最低賃金
の決定に関わる意向表明

特定最低賃金の決定について、最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、令和 8 年度において決定申出を行うこととしますので、その意向を下記のとおり表明します。

記

1. 申出者

所在地：松江市御手船場町 5-5-7 労働会館
団体名：団体名：UAゼンセン島根県支部
代表者：支部長 石川 昌平

2. 当該産業別最低賃金の件名

島根県食品スーパーマーケット最低賃金

3. 申出の適用を受ける労働者

島根県において、食品スーパーマーケットは当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が食品スーパーマーケットに分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇い入れ後 6 月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申出の理由

島根県食品スーパーマーケット最低賃金の決定における、その必要性について、次の理由により求める。

- ① 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉は 4 月以降金額改定されること。また地域別最低賃金が慣例として毎年金額改正されているが、地賃近傍での賃金および他業種との格差実態もあり、より積極的な金額改正が必要である。
- ② 当該産業は県民における日々の生活に関わる主要産業であり、大手小売業や都市部地域間との賃金格差は年々拡大している。地場中小事業者の賃金底上げを図る意味において、地場スーパーを分類の括りとした適用労働者数も多く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きい。

5. 申出の時期

令和 8 年 7 月末日迄



令和8年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

産 業 名	適用使用者数	適用労働者数 (人)
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	16 (15)	3,194 (2,534)
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	107 (106)	2,914 (2,825)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	70 (70)	7,938 (8,152)
自動車・同附属品製造業	27 (27)	1,829 (1,954)
百貨店, 総合スーパー	20 (20)	2,484 (2,800)
自動車(新車)小売業	203 (200)	2,086 (2,109)
産 業 計	443 (438)	20,445 (20,374)
(参考) 食料品スーパーマーケット	122 (※)	4,006 (※)

総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査(令和4年次フレーム(確報))」に基づき独自集計
(※)については総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査(令和5年次フレーム)」に基づき独自集計

(注)

- 1 令和8年度において効力を有する特定最低賃金(産業別)の適用使用者数及び適用労働者数です(参考除く)。
- 2 適用使用者数は、原則、上記調査の事業所数から新設・廃止した事業所、産業分類の変更した事業所数を加減した数字です。
- 3 適用労働者数は、上記調査の労働者数から事業所の増減に伴う加減を行い、さらに「令和7年度最低賃金に関する基礎調査」から推計した「年齢、業務等による適用除外労働者数」を減じた数字です。
- 4 百貨店, 総合スーパーは、全数調査により算出した数字です。
- 5 ()内については、令和7年度の数字です。



2026(令和8)年3月10日

島根労働局

局長 岩見 浩史 様

日本労働組合総連合会
島根県連合会（連合島根）
会長 景山 誠

最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書

謹啓 貴職におかれましては、県民の雇用安定および労働者の権利確保のため日々ご尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意を表します。また、平素より連合島根の諸活動に格別のご理解とご支援を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

わが国では、生産年齢人口の減少が続き、産業全体で人手不足感が一段と強まっています。将来にわたり人材を確保・定着させ、生産性向上を実現するためには、継続的な「人への投資」と、働く人が安心して能力を発揮できる職場環境の整備が不可欠です。最低賃金の課題をはじめ、雇用形態、障がいの有無、国籍等を理由とした低処遇の固定化は許されません。すべての働く人が生活可能な賃金水準を確保し、その働きに見合った処遇を受けられる社会の実現が求められています。また、2026年1月に施行された「中小受託取引適正化法（取適法）」は、従来の下請法を発展的に再編し、より幅広い中小事業者を保護する枠組みとして大きな意義を持っています。とりわけ、労務費の適切な価格転嫁や不当な取引慣行の是正に向けた法的基盤が強化されたことは、県内中小企業の賃上げ環境整備においても重要な後押しとなるものと受け止めております。

連合島根 2026 春季生活闘争では、「こだわろう！くらしの向上 ひろげよう！仲間の輪」をスローガンに掲げ、賃金・経済・物価の安定的な好循環を確かなものとし、すべての働く人の生活向上を実現することをめざしています。実質賃金の改善が十分に進まない中、規模間・地域間格差の拡大にも対応するため、定期昇給に加え、賃金改善分および中小労組の格差是正を含めた6%以上の要求を掲げ、構成組織とともに取り組みを進めています。特に県内中小企業における賃上げ環境の整備は喫緊の課題であり、社会対話を重ねながら、労務費の適切な価格転嫁の実現をめざしています。

地域経済の活性化と県民労働者の生活安定のためには、政労使の真摯な協議と相互協力が不可欠です。今後も島根労働局をはじめ、県行政、経営者団体との連携を一層強化し、取り組みを推進していく所存です。

つきましては、県内労働者の処遇改善および雇用安定の維持に向け、貴局所管の下記施策について、さらなる充実を図られますよう要請申し上げます。

敬白

記

1. 最低賃金制度について

最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者である。依然として労働者の4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であり、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっている。昨年の審議では、中央から示された引き上げ目安となる「Bランク63円」を大きく上回る全国でも高い水準の引き上げ額「71円」で結審し、島根県の最低賃金は時間額1,033円となった。中央との格差が一定縮まる最賃額が決定されたことについては評価しているが、依然として地域間格差は是正しておらず、格差縮小を目的としたランク区分の見直しの趣旨を踏まえ、中央最低賃金審議会における審議となるよう要請するものである。一方で、中小零細の企業では年々賃金上昇に伴う人件費が経営を圧迫している事実もあり、労務費の価格転嫁の促進、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の施策を広く周知し活用頂くとともに効果の最大化を図ることが重要である。労働行政としてこれまで以上に中小企業に寄り添った対応をお願いする。

また、島根県政労使会議において確認された「共同宣言」に基づき、関係者が雇用の維持に加え、価格転嫁と持続的な賃上げを実現し、「持続可能な島根県」を実現できるよう対応をいただきたい。

産業別最低賃金については、産業における公正競争を確保し、公正な賃金決定に資するという産業別最低賃金の意義と目的を今一度認識し、その役割を発揮できる審議会の環境整備にあたられること。

また、賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するように、最低賃金制度の改正周知および監督指導について、より一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発や、業務改善助成金をはじめとする各種制度の周知と中小企業支援策による生産性向上の展開等により制度の実効性を高められたい。

2. 雇用の維持・安定について

本県は、若年層の県外流出による人口減少や生産年齢人口の減少という問題に直面しており、就労者人口の確保は喫緊の課題である。安定した雇用基盤を整備していくことが急務であることから、求人と求職のマッチング状況について調査を実施し、島根県・経営者団体・中小企業団体はもとより各教育機関との連携を図りつつ、県内就職機会の向上に向け、地域を挙げた取り組みを引き続き強化されること。

また、技能実習、外国人留学生をはじめとした県内に就労する外国人人材に対する的確な情報収集と発信をお願いしたい。人権を守ることはもとより、適正な就労環境と処遇が保たれるよう島根労働局として監督されたい。

3. 働き方改革の推進について

働き方改革は働く人の視点に立ち、柔軟な働き方が選択できることを目指し推進されてきたものと考える。「長時間労働の是正」「有給休暇の確実な取得」「同一

労働同一賃金」など、すべての業種に対する対応が図られてきた。今一度島根県で働くすべての労働者への環境を検証し、真の働き方改革となる様取り組みを図られること。

4. 労働監督行政の充実と強化

定期監督実施状況を見ても依然として高い違反率で推移している。違反事業所を一掃すべく以下の点について監督指導の一層の強化を図ること。

- (1) 最低賃金制度、中小受託取引適正化法（取適法）の改正周知および監督指導について一層の強化を図るとともに、違反事業所の摘発等により制度の実効性を高めること。
- (2) 県内の労働災害防止について、近年の死傷者数はほぼ横ばいの状況が続いており、特に 60 歳以上の高年齢労働者が被災労働者に占める割合が最も高くなっている。このような現状のなか、本年 4 月より高年齢者労働災害防止対策の実施が努力義務として適用される。事業者による積極的な取り組みを促すとともに、関係機関による監督および指導の一層の強化を強く要請する。

5. 労働局の労働相談について

連合本部・連合島根で設置している「労働相談ダイヤル」には、多くの相談が寄せられている。近年、雇用契約に関するものと、各種ハラスメントに関する相談が大半を占めている。また、労働者に対し労働基準法を理解しない理不尽な対応をされる事業所も散見される。

- (1) ハローワークをはじめとする就労支援において求人・求職の双方に対して、就労後の雇用契約（口約束でない雇用契約書）の締結について指導を強化されること。
- (2) 使用者のみならず労働者においてもハラスメント防止意識向上のための対応が何よりも求められる。島根労働局におかれてもハラスメント防止に関する啓発に積極的に努められること。また、連合島根との連携継続についても願う。

以 上